



本事業は、SDGsの「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任 つかう責任」等に資する取組です。

2026年 3月26日（木）

愛知県民文化局県民生活部県民生活課
消費生活相談・消費者教育グループ
担当 横溝、竹本
内線 5031、5035
ダイヤル 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 2026年3月号（No. 453）＞

不用品回収のトラブルにご注意！ ～トラック詰め放題って書いてあったのに…～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口では、引っ越しや自宅整理等の機会に利用される不用品回収サービスのトラブルに関する相談が寄せられています。

「定額パック」、「トラック詰め放題」などと、低価格をうたった広告や事前に聞いていた見積額と実際のサービスや料金が大きく異なるといった事例が発生しています。

業者に処理を依頼する場合は、契約の内容や条件をよく確認しましょう。

相談事例

- ネットで探した業者は、2トントラックパックで49,800円と料金が示されていたのに、作業当日になって追加料金がかかるとして17万円と高額な請求を受けた。詐欺的で納得できない。
- ネットで検索して一番上に表示された業者に依頼したところ、「見積もりは現地で」と言われた。当日作業前に「20万円でもいいと思う」と言われたが「荷台がいっぱいになったから40万円」と言われた。荷台がいっぱいかどうかは手前に大きな物が載せられていて確認できなかった。急に料金が倍になったことに納得がいかない。返金してほしい。

アドバイス

- 一般家庭から出る廃棄物は、市町村の統括的な責任の下で適正に処理をする必要があります。不用品の処分は、お住いの市町村のルールに従い、市町村が提供する窓口で余裕を持って依頼しましょう。
- 見積もりを取るときのポイント（業者に不用品の処分を依頼する場合）
 - ☑ 市町村のホームページ等から一般廃棄物処理業の許可業者を探す
 - ☑ 追加料金の有無を確認する
 - ☑ 作業内容、料金を明確に出してもらう
 - ☑ キャンセル料を確認する
- ※依頼後に一般廃棄物処理業の無許可業者であるとわかった場合は、作業を断りましょう。
- 事前の見積もりと異なる高額な料金を請求された場合は、支払いを断りましょう。
 - 〈作業前〉→作業当日、作業前に改めて料金等を確認。納得できなければ作業前に断る。
 - 〈作業開始後〉→事前に聞いていない高額な料金を請求された場合は、後日納得した金額で支払う意思を示しつつ、その場では支払わない。
- 不安や疑問に思った場合や、契約トラブルに遭った場合は、すぐに「消費者ホットライン ☎188」に相談してください。

◇ 消費者ホットライン ☎188（いやや！）
※身近な消費生活相談窓口につながります。